

西宮市使用済みおむつ処理支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育中に発生する児童の使用済みおむつを施設又は事業所で処理することにより、使用済みおむつの持ち帰りによる保護者及び保育士等の負担軽減や、感染症等の衛生上のリスク低減を図り、もって保育サービスの更なる向上と保育環境の充実を図るため、使用済みおむつ処理支援事業の実施について、必要事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、西宮市内において次に掲げる施設または事業所を設置するもののうち、0歳児、1歳児または2歳児の認可定員設定があり、使用済みおむつを施設または事業所で処理するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する認定こども園
- (3) 西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（平成30年西宮市条例第43号）第3条に規定する幼稚園型認定こども園
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業のうち、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業のうち、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(補助対象児童)

第3条 補助対象となる児童は、前条に掲げる施設または事業所を利用する者で、年度の初日の前日における満年齢が0歳児、1歳児または2歳児とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、第2条に掲げる施設または事業所において、使用済みおむつを処理するために必要な経費とする。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。